

下関市監査委員公表第19号
令和5年(2023年)7月7日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 今 井 弘 文
同 秋 森 和 也
同 木 本 暢 一
同 田 中 義 一

記

1 監査の対象

| 監査対象部局等 | 監査対象課所室等 |
|---------|---------------------|
| 総合政策部 | 企画課、国際課、情報政策課 |
| 農林水産振興部 | 農業振興課、水産振興課、農林水産整備課 |

2 監査の範囲

以下の期間における財務に関する事務の執行

| |
|-----------------------|
| 総合政策部、農林水産振興部 |
| 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで |

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、経済的、効率的かつ効果的に行われているか。

4 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。なお、監査は、下関市監査基準に準拠して実施した。

5 監査の期間

| |
|---------------|
| 総合政策部、農林水産振興部 |
|---------------|

| |
|---------------------|
| 令和5年5月1日から同年6月30日まで |
|---------------------|

6 監査の結果

財務に関する事務は、改善が必要な事項や制度的な検討が必要と思われる事項が見受けられたものの、おおむね適正に処理されていた。

7 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

| 総合政策部 企画課 | |
|----------------|---|
| [指摘事項] | (1) 下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条第1項で「任命権者は、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。」と規定されているが、職員が週休日又は休日に6時間を超えて勤務した場合の時間外勤務命令において、休憩時間が短い事例が見受けられた。関係法令等に基づき、適正に勤務時間を管理されたい。 (2) 時間外勤務手当の支給事務において、時間外勤務命令申請等を庶務事務システムにて行う際、休憩時間の入力を失念したことによる過支給があった。所要の措置を講じるとともに、支給事務に係るチェックを強化されたい。 |
| [意見] | なし |
| 総合政策部 国際課 | |
| [指摘事項] 及び [意見] | なし |
| 総合政策部 情報政策課 | |

(1) 土地の賃貸借契約について、当該契約は単年度契約であるが、契約書において、翌年度以降の予算の減額又は削除に伴う解除条項を記載しており、また、「賃貸借期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、賃貸借期間は、さらに1年間継続されるものとし、その後も、同様とする。」との規定があり、いわゆる自動更新条項が設定されていた。

地方自治法第232条の3において、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けがない状態で、後年度における契約の継続を約束する自動更新条項を設定することはできない。関係法令等に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 大容量ファイル転送サービスの利用に係る契約について、当該契約は、2年度に渡る複数年度契約であるため、契約書において、長期継続契約に基づく解除条項（予算の減額又は削除に伴う解除等）を記載しているが、「利用期間満了日の1月前までに本契約の更新を行わない旨の書面による通知を乙が甲に対して届け出ない場合は、利用期間は、その満了日の翌日から更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。」との規定があり、いわゆる自動更新条項が設定されていた。

地方自治法第232条の3において、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けがない状態で、後年度における契約の継続を約束する自動更新条項を設定することはできない。関係法令等に基づき、適正に事務処理されたい。

[意見]

なし

農林水産振興部 農業振興課

[指摘事項]

(1) 下関市北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設（以下「施設」という。）に係る指定管理業務について、以下の事項が見受けられた。関係法令及び基本協定書等に基づき適正に事務処理されたい。

ア 施設の利用料金の額は、下関市ジビエ有効活用施設の設置等に関する条例第16条第2項の規定により、市長の承認を得た上で指定管理者が定め、市長は当該承認をした利用料金の額について告示することとなるが、これらの手続が行われていなかった。

イ 毎年度終了後に指定管理者より提出される事業報告書に対し、所管課は下関市北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設の管理運営に関する基本協定書第34条に規定されるモニタリングチェックシートによるモニタリングを行っていなかった。

| | |
|-------------------------------|--|
| | <p>[意見]</p> <p>なし</p> |
| <p>農林水産振興部 水産振興課</p> | |
| | <p>[指摘事項]</p> <p>(1) 物品購入に係る物品の検収及び検査調書等の作成について、以下の事項が見受けられた。検収及び検査調書等の作成は、適正な支出の根拠となるものであるため、関係法令等に基づき、適正に事務処理されたい。</p> <p>ア アカウニ種苗の購入について、検査調書に記載の検査職員は課長であるが、実際は、栽培漁業センター職員が検収を実施していた。また、当該契約書及び検査調書に記載の納入場所は、契約相手方の所在地（県外）となっているが、実際は、栽培漁業センターへ納入されており、契約書及び検査調書に記載された納入場所とは異なっていた。</p> <p>イ アワビ中間育成用飼料の購入について、当該契約は、単価契約で1回当たりの支払額が50万円を超えないため、検査調書の作成に代えて請求書に検査済の旨を記入しているが、実際は、栽培漁業センター職員が検収を実施したにもかかわらず、課長名を記入していた。</p> <p>(2) 下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条第1項で「任命権者は、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。」と規定されているが、職員が週休日又は休日に6時間を超えて勤務した場合の時間外勤務命令等において、休憩時間を与えていない事例が見受けられた。関係法令等に基づき、適正に勤務時間を管理されたい。</p> |
| | <p>[意見]</p> <p>なし</p> |
| <p>農林水産振興部 農林水産整備課</p> | |
| | <p>[指摘事項]</p> <p>(1) 市有地賃貸料について、履行期限を20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発送していなかった。下関市債権管理条例施行規則に基づき、適正に事務処理されたい。</p> |
| | <p>[意見]</p> <p>なし</p> |

以上